

訪問看護サービスの費用(介護保険)

2024.6 ~

訪問看護ステーション浦安

1. 基本料金 : ケアプランに基づいた訪問料金は、介護保険法により定められております。

表①

	日中 8:00~18:00	夜間・早朝 18:00~22:00 6:00~ 8:00	深夜 22:00~6:00
訪問看護1 (20分未満)	314単位	393単位	471単位
訪問看護2 (30分未満)	471単位	589単位	707単位
訪問看護3 (30分以上1時間未満)	823単位	1,029単位	1,235単位
訪問看護4 (1時間以上1時間30分未満)	1,128単位	1,410単位	1,692単位
訪問看護5 (理学療法士等による訪問) 1回あたり20分・1週間に6回まで	1日 1回目	1日 2回目	1日 3回以上
	294単位	588単位	294単位×90% ×回数
看護体制強化加算		I 550単位	II 200単位
退院時共同指導加算		600単位	
初回加算 (*2)		I 350単位	II 300単位
サービス提供体制強化加算(訪問1回につき) (*3)		I 6単位	II 3単位
特別管理加算(月1回) (*4)		I 500単位	II 250単位
緊急時訪問看護加算(月1回) (*5)		I 600単位	II 574単位
専門管理加算(月1回)		250単位	
長時間訪問看護加算		300単位単位	
複数名訪問加算		30分未満 254単位	30分以上 402単位
ターミナルケア加算 (終末期の看護サービスを継続して受けた場合)		2,500単位	

*1) 浦安市は地域区分が「3級地」であるため、上記表の単位数に 11.05円 を乗じた金額の1割、2割又は3割が自己負担となります。

*2) 病院、診療所又は介護保険施設から退院又は退所した日に訪問看護を行った場合、初回加算 I を算定します。

*3) サービス提供体制強化加算は、国の定める基準により料金設定が表の I・II に分かります。

*4) 特別管理加算は、国の定める基準により料金設定が表の I・II に分かります。

*5) 緊急時訪問看護加算は、国の定める基準により料金設定が表の I・II に分かります。

*6) 計画外の緊急訪問が必要になった場合は、ご利用者様の状態に応じて料金が異なります。

裏面の表②を参照してください。

2. その他の実費(税込)

(1) 交通費 : 事業の通常の実施地域の場合は、基本料金に含まれます。

事業の通常の実施地域以外の場合

ステーションから片道20Km未満 55円/Km×実施地域外からの往復距離数

ステーションから片道20Km以上 110円/Km×実施地域外からの往復距離数

(2) その他の実費 : 日常生活上必要とされる介護用品・衛生材料費等 実費(別紙参照)

支払証明作成料 1枚につき 1,100円

謄写代 1枚につき 22円

(3) キャンセル料 : 体調の変化による急な受診以外での当日キャンセル 1回 1,000円(不課税)

(4) 区分支給限度基準額を超えてサービスを利用する場合 :

限度額を超えた単位数に 11.05円 を乗じた金額の10割(全額)が自己負担となります。

緊急時訪問看護(当該月、計画外の訪問)料金表

2024.6 ~

訪問看護ステーション浦安

表②

	その月の1回目		その月の2回目以降		
	日中 8:00~18:00	夜間・早朝・深夜 18:00~8:00	日中 8:00~18:00	夜間・早朝 18:00~22:00 6:00~8:00	深夜 22:00~6:00
訪問看護2 (30分未満)	471単位	471単位	471単位	589単位	707単位
訪問看護3 (30分以上1時間未満)	823単位	823単位	823単位	1,029単位	1,235単位
訪問看護4 (1時間以上1時間30分未満)	1,128単位	1,128単位	1,128単位	1,410単位	1,692単位
サービス提供体制加算 (訪問1回につき)	I 6単位		II 3単位		

* 浦安市は地域区分が「3級地」であるため、上記表の単位数に 11.05円 を乗じた金額の1割、2割または3割が自己負担となります。